

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成17年3月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者

京都府長岡京市柴の里10番地の56

紅竹工業所株式会社

代表取締役 田村 静夫

2 廃止届出年月日

平成17年2月22日

(上下水道局水道部給水課)